

中土佐町生活交通確保維持改善計画

(地域内フィーダー系統確保維持計画)

(令和8年4月変更)

令和8年1月

高知県 中土佐町

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

■ 目標2：コミュニティバス利用者数を増加させる

(中土佐町地域公共交通計画 P79 参照)

- ・公共交通網の利便性向上により、コミュニティバスの利用者数が増加し、現状より10%程度増加する。

令和6年度の利用実績

前年実績	2023年10月～2024年9月		目標値
	萩原・大野線	801人	880人
楠ノ川線	831人	920人	
長沢・大坂線	334人	840人	
下ル川線	1,911人	1,920人	
萩中線	1,246人	1,370人	
高樋線	456人	840人	
上ノ加江線	1,608人	1,700人	
合計	7,187人	8,470人	

※ 長沢・大坂線、高樋線は当面の間、同補助基準を満たす利用者数を目指す。

検証方法	毎年10月～翌9月のコミュニティバス利用者数から、全利用者数を算出する。
------	--------------------------------------

■ 目標3：バスパス交付対象者の所持率を高める

(中土佐町地域公共交通計画 P79 参照)

- ・公共交通網の利便性向上に加え、マイナンバーカードとバスパスの連携によるメリットが認識されることで、バスパスの交付を申請する対象者(65歳以上の町民)が増加することを目標とする。目標値として、交付対象者の50%を超える人がバスパスを所持する。

検証方法	毎年12月1日時点における住民基本台帳から算出するバスパス交付対象者数と、その内実際に所持する人の割合を算出する。
------	---

■ 目標5：コミュニティバスの公的資金投入額を維持する

(中土佐町地域公共交通計画 P80 参照)

- ・公共交通網の利便性向上により、コミュニティバスの利用者数が増加する。これにより、利用者1人当たりの公的資金投入額が縮小していくことを目指す。ただし、人口減少を考慮して現状値(2,345円/人)を維持することを目標とする。

検証方法	毎補助年度における公的資金投入額と利用者数データを活用し、コミュニティバス利用者1人当たりの公的資金投入額を算出する。
------	---

■ 目標7：コミュニティバスの収支率を改善させる

(中土佐町地域公共交通計画 P81 参照)

- ・公共交通網の利便性向上により、コミュニティバスの利用者が増加することで収支率(4.6%：令和5年度)が改善していくことを目標とする。

検証方法	毎補助年度における、コミュニティバスの収支率を算出し、現状値より悪化しないことを目標とする。
------	--

■ 目標11：中心部でのコミュニティバス乗降数を維持する

(中土佐町地域公共交通計画 P82 参照)

- ・公共交通網の利便性向上により、公共交通を使った外出が増加するとともに、広域公共交通(鉄道や町外への路線バス)に乗り換えてさらに広域に移動する利用者も増加すると考える。そこで、コミュニティバスの各地区中心部における乗降者数について、人口が減少していることを加味して令和5年度実績(6,746人)を維持することを目標とする。

検証方法	中土佐町役場・土佐久礼駅・久礼駅前・南新町・札場・久礼橋・元橋の区間、大野見・大野見役場・奈路(中)の区間、上ノ加江郵便局前・上ノ加江公民館前・上ノ加江・上ノ加江スーパーの区間 上記区間(フリー乗降含む)を補助年度で算出する。
------	--

(2) 事業の効果

- 現在移動手段を持たず、日常生活の維持に支障を来していた高齢者などが、買い物や通院、その他の用事のために、他人に気を遣うことなく移動し、用事を済ませることができるようになる。
- フィーダー系統の充実により、幹線のバス路線やJRなどに接続して利用することで、既存の公共交通網の利用促進が期待される。
- 曜日を限定した集落単位の移動手段となることにより、車内で顔見知りと会う機会が増える。これが、主な利用者となる高齢者の介護予防につながることや、集落内のコミュニケーション促進、地区内の人のつながり強化が期待できる。さらに、これまで以上に人との会話が増えることから、このバスを利用すること自体が楽しみとなり、バス利用の相乗効果が期待できる。
- 生活のための移動手段確保として、自家用車の運転に自信を持てなくなった高齢者であっても、その日の体調と相談しながら移動手段を選択したり、思い切って運転免許証の自主返納をしたりするなど、複数の移動手段を利用できる環境が整っていることにより、地域の交通安全確保につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

① 公共交通の適正配置と運行 [中土佐町・交通事業者]

- 高知高陵交通、四万十交通、そしてコミュニティバスの運行事業者三者が町と連携し、路線バス及びコミュニティバスの適正配置に向けて取り組みを推進する。2025（令和7）年度に予定されている高知高陵交通矢井賀線のダイヤ改正等に合わせ、地域全体の路線再編の検討をすすめる。

[中土佐町地域公共交通計画 P84]

② コミュニティバスネットワークの再編と維持 [中土佐町・交通事業者]

- コミュニティバスの利便性を地域の移動ニーズに合わせて再編し、運行を維持していく。

[中土佐町地域公共交通計画 P84]

③ 全てのモード間接続とその維持 [中土佐町・交通事業者]

- 鉄道、路線バス、コミュニティバスの接続を、利用者が乗り換えしやすく設定し、シームレスな路線網を構築する。

[中土佐町地域公共交通計画 P85]

④ 待ち合い施設における情報掲示の更新と充実 [中土佐町・交通事業者]

- 全ての停留所における運行情報を、時刻表と路線図、運行事業者の連絡先をセットにして掲示する。停留所の掲示面が小さく、掲示することが困難な場合は、その標柱の更新も含めて更新する。

[中土佐町地域公共交通計画 P86]

⑤ 公共交通時刻表冊子の製作 [中土佐町]

- 町が主導して製作している“中土佐町公共交通時刻表”を、ダイヤ改正のある時には事前に情報を更新し、製作する。

[中土佐町地域公共交通計画 P88]

⑥ 地区別意見交換の定期的な開催 [中土佐町]

- 地区に入って住民との対面による意見交換を定期的で開催する。年間6地区以上開催していくことにより、2～3年で一巡する。この場で得られた意見から可能なものは路線再編に反映していく他、公共交通利用を直接啓発していくことにもつなげる。また、公共交通利用者との意見交換も必要に応じて開催する。

[中土佐町地域公共交通計画 P89]

⑦ バス乗り方教室の開催 [中土佐町・交通事業者]

- 実際に運行している車両を持ち込み、学校や地区の集まりを対象としたバス乗り方教室を開催する。ICカードですかやマイナンバーカードを活用したバスパス、実際に運行している車両の体験などを通してバスのことを知ってもらい、利用につなげていく。

[中土佐町地域公共交通計画 P91]

⑧ おでかけイベントの企画・開催 [中土佐町・交通事業者等]

- 公共交通の利用に慣れていない人などを対象とした、バスを使ったおでかけイベントを企画し開催する。イベント名目ではあるものの、貸切ではなく通常運行しているバスを活用することでバスを体験する機会にもなり、バスの利用につながっていくことが期待できる。

[中土佐町地域公共交通計画 P91]

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

表1を参照。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

中土佐ハイヤーが運行している本フィーダー系統(中土佐町コミュニティバス)の運賃収入を差し引いた欠損分(赤字分)を、中土佐町が運行補助として補填している。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

○ 利用者数の集計と分析

中土佐町コミュニティバスは、バス利用者を停留所での乗降者数別に乗務員が記録し、その結果を分析する。

○ 地区住民を対象とした意見交換会の定期開催

利用状況から課題が見られる地区などを対象として、年間6地区以上開催していくことにより、2～3年で一巡する。この場で得られた意見から可能なものは路線再編に反映していく他、公共交通利用を直接啓発していくことにもつなげる。

○ 公的負担額と収支率を把握する

中土佐町コミュニティバスの公的負担額と収支率を整理する。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要

【地域間幹線システムのみ】

— 該当なし —

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
－ 該当なし －
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
－ 該当なし －
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を参照。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
－ 該当なし －
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
－ 該当なし －
(2) 事業の効果
－ 該当なし －
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
－ 該当なし －
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
－ 該当なし －

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】							
－ 該当なし －							
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】							
(1) 事業の目標							
－ 該当なし －							
(2) 事業の効果							
－ 該当なし －							
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】							
－ 該当なし －							
18. 協議会の開催状況と主な議論							
令和6年度							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>協議事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年6月27日 [第1回地域公共交通会議]</td> <td>◇中土佐町コミュニティバスの再編について → 承認 ◇中土佐町地域公共交通計画認定申請書について → 承認 ◇中土佐町地域公共交通計画に係る取り組みについて → 承認</td> </tr> <tr> <td>令和6年12月13日 [第2回地域公共交通会議] 書面協議</td> <td>◇令和6年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について → 承認</td> </tr> </tbody> </table>		開催日	協議事項	令和6年6月27日 [第1回地域公共交通会議]	◇中土佐町コミュニティバスの再編について → 承認 ◇中土佐町地域公共交通計画認定申請書について → 承認 ◇中土佐町地域公共交通計画に係る取り組みについて → 承認	令和6年12月13日 [第2回地域公共交通会議] 書面協議	◇令和6年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について → 承認
開催日	協議事項						
令和6年6月27日 [第1回地域公共交通会議]	◇中土佐町コミュニティバスの再編について → 承認 ◇中土佐町地域公共交通計画認定申請書について → 承認 ◇中土佐町地域公共交通計画に係る取り組みについて → 承認						
令和6年12月13日 [第2回地域公共交通会議] 書面協議	◇令和6年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について → 承認						
令和7年度							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>協議事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年6月27日 [第1回地域公共交通会議]</td> <td>◇中土佐町内のバス再編について → 承認 ◇中土佐町地域公共交通計画の変更について → 承認 ◇中土佐町地域公共交通計画認定申請書について → 承認 ◇中土佐町地域公共交通計画に係る評価指標の検証 → 承認 ◇中土佐町地域公共交通計画に係る取り組みについて → 承認</td> </tr> </tbody> </table>		開催日	協議事項	令和7年6月27日 [第1回地域公共交通会議]	◇中土佐町内のバス再編について → 承認 ◇中土佐町地域公共交通計画の変更について → 承認 ◇中土佐町地域公共交通計画認定申請書について → 承認 ◇中土佐町地域公共交通計画に係る評価指標の検証 → 承認 ◇中土佐町地域公共交通計画に係る取り組みについて → 承認		
開催日	協議事項						
令和7年6月27日 [第1回地域公共交通会議]	◇中土佐町内のバス再編について → 承認 ◇中土佐町地域公共交通計画の変更について → 承認 ◇中土佐町地域公共交通計画認定申請書について → 承認 ◇中土佐町地域公共交通計画に係る評価指標の検証 → 承認 ◇中土佐町地域公共交通計画に係る取り組みについて → 承認						

令和7年度

開催日	協議事項
令和8年1月16日 [第2回地域公共交通会議]	<ul style="list-style-type: none"> ◇令和7年度地域公共交通確保維持改善事業事業評価について → 承認 ◇中土佐町コミュニティバスの再編について → 承認 ◇楠ノ川新規運行区間を同一補助対象系統として扱うことについて → 承認 ◇令和8年度中土佐町地域公共交通計画認定申請書の変更について → 承認

19. 利用者等の意見の反映状況

利用者及び地区からの要望や意見	その対応及び反映状況
<ul style="list-style-type: none"> ・久礼地区と大野見地区をつなぐ四万十交通の路線バス（夏枯峠経由）について、道路が狭いうえ道路線形が古いままであり、快適性及び速達性に劣ることから、利用者からの七子峠経由へのつけ替え要望が寄せられている。 	<p>七子峠経由に経路を付け替える。ただし、途中の奥分地区住民からの要望を受け、夕方の一便（0.5回運行）のみ夏枯峠経由の便として運行を継続する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・須崎市のくろしお病院前への路線バスの乗り入れの要望が多く寄せられている。 	<p>くろしお病院前への乗り入れについて様々な角度から検討を行っており、令和8年春の実現に向けて調整をすすめている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・朝一便目の須崎営業所から矢井賀に向けて運行している回送便について、定期的な利用が見込まれる住民から使えるようにしてほしい旨要望されている。 	<p>回送便の営業運行について、確実な利用が見込まれるものであるか、運行を補助する自治体での検証が進められている。実施については令和8年春の再編時に行う可能性がある。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・楠ノ川線につながる松の川地区の住民より、コミュニティバスの運行を要望された。 	<p>当該住民への聞き取り調査の結果、楠ノ川線の上り二便目と下り二便目のみ松の川地区に乗り入れる。</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）高知県高岡郡中土佐町久礼 6663-1

（所 属）中土佐町役場 まちづくり課

（氏 名）竹田康太

（電 話）0889-52-2365

（e-mail）machi@town.nakatosa.lg.jp